

# 介護者としての外国人労働者と結婚移民 ——台湾における高齢者・障害者の家族介護の変容——

安 里 和 晃

## Foreign Workers and Marriage Migrants as Care Providers: The Taiwan Case

ASATO Wako

This paper examines the current situation of foreign domestic care-workers and marriage migrants as in-home care providers to the elderly and the handicapped. Since the care service provision is residual from the government, the role of the family in providing such service is still significant. However, due to industrialization, formation of nuclear family, and co-residence with adults and the children-ratio declined while financial maintenance, including employment of foreign care-workers, remained. Foreign care-workers are employed in more than 50% of households having members categorized as severely handicapped, showing that they are distributed to the persons who needs heavy care. About ten percent of handicapped members have spouses coming from foreign lands. Twenty percent of handicapped war veterans and more than thirty per cent who are mentally sick have foreign-born spouses. Such international marriages are often encouraged by the inability of many families to personally care for their handicapped members; hence, the concentration of foreign spouses-cum-care-workers in households. Not surprisingly, the household distribution of foreign care-workers and foreign spouses in Taiwan is complementary.

キーワード： 台湾、介護、外国人介護労働者、結婚移民、家族介護、障害者、栄民

### 1. 研究目的

本稿は外国人労働者と結婚移民が、共に高齢者や障害者の家族介護を補強する役割を担っていることを明らかにすることを目的としている。事例

としてとりあげる台湾には、2007年末現在約16万人の在宅の外国人介護労働者と、累計で40万人近くに及ぶ外国出身配偶者<sup>1)</sup>が存在する。前者は日本の要介護度4に相当する「重度」以上の高齢者・障害者を抱える世帯に対して雇用が認められており、重度以上の者を抱える世帯の過半数が雇用している。これは外国人介護労働者が在宅介護の中心を構成していると指摘できるほどである。また国際結婚についても、約6万人と推定される<sup>2)</sup>台湾人高齢者や障害者が中国大陸・東南アジア出身者と結婚しており、外国人介護労働者と同様に在宅介護の重要な役割を担っている。

台湾では2007年、高齢化率が10%に達したが<sup>3)</sup>、在宅介護の社会化は進展していない。民主主義化の過程で社会保障制度が整備され、1995年には医療保険制度が施行された。年金や介護保険制度の導入についても検討されたが、実現には至っていない。高齢者介護についていえば、1997年には改正老人福利法が施行され、政府は一時期施設整備に重点を置くようになったが、後に政策転換が図られ、現在はコミュニティ介護に力を入れている。これは家族介護を前提として、政府が地域のNPOなどを活用しながら訪問介護、デイケアなどのサービスを提供するといったものである。こうした政策転換は障害者介護にも共通している。

家族介護は伝統的な介護形態だが、近代化の過程で生じた家族形態の変化にもかかわらず、今日でもあるべき規範とみなされている(cf. Lee and Sun 1995)。家族形態の変化には核家族化、老親と子の同居率の低下をあげることができるが、いずれも家族介護を困難にさせる要因である。しかし、介護に関する政府の残余的なサービスの供給は、家族介護を所与のものとしている。つまり家族形態は変化しているにもかかわらず、家族の福祉機能は所与のもととされているのである。したがって、実際には家族介護に無理が生じていても不思議ではない。実際、台湾では移民によって家族介護を補強する新たな動きが同時に生じており、それが本稿で取り上げる外国人介護労働者の雇用と国際結婚である。こうした動きは自然発生的なものではなく、移民政策、華人ネットワークの存在、台湾企業の多国籍化、仲介業者の国際ネットワーク化といった要因がある。このように家族介護は外国人介護労働者や結婚移民の導入を伴いながら補強・維持されている

のであり、それを支えているのは伝統的な家族介護規範である。伝統規範は残余的なサービスによって間接的に維持されているともいえるが、家族形態の変化にも関わらず維持されているのは、外国人介護労働者と結婚移民が家族介護を補強する役割を担っているからと考えられる。

本稿では、まず既存の研究と近年の福祉政策を概観した上で、家族介護を前提とした高齢者介護政策が展開していることに言及する。次いで外国人介護労働者の雇用の現状を検討することで、これが老親介護の期待を受ける子どもや家族による介護の外部化である点を明らかにする。外国人介護労働者に住み込みで介護を代替させることは、家族形態の変化という近代化の波によって困難となった家族介護と伝統規範に整合性をもたせるものである。第3に、高齢者・障害者が国際結婚を選択することについても検討したい。台湾では外国人労働者の他に、高齢者・障害者の国際結婚も多い。そこでは高齢者か障害者介護を担っている者も多く、外国人介護労働者の雇用と国際結婚の選択はなんらかの関係があると考えられる。

結論を先取りすると、外国人介護労働者の雇用は家族介護の外部化手段であり、被介護者が家族形成をしていないかすでに亡くしている場合は、結婚という選択肢によって介護者を確保する傾向も一部みられる。特に国際結婚が近年急速に広がった台湾では、年齢や障害の種類などに応じて雇用と結婚を使い分けるといふ相補的な分布がみられる。つまり、残余的な福祉政策によって十分なサービスが確保されない場合、家族介護の補強が外国人労働者・配偶者を通じて行われていると考えられるのである。

## 2. 先行研究の検討

日本における台湾の社会保障政策の研究に、林(2003, 2004)、徐(2007)、小島(2003)などをあげることができる。林(2004)は台湾の福祉国家化を政治過程の中で捉えている。つまり権威主義体制の解体から民主主義体制への移行の中で、福祉国家化が労働側によってもたらされたのではなく、権威主義の正統性を示す政治の中から誕生したとする。これを小島(2003)は台湾における政治階層の存在を前提とした残余的なサービスの供給として理解している。さらに徐(2007)は、高齢者福祉政策が家族介護

を前提とした現金給付を主とすることが台湾の特徴であると指摘している。台湾政府内政部による調査研究もこれらの議論と類似しており、制度設計や国際比較に重点が置かれている(邱・陳・黄 2004、顧・楊・陳・張 2004、劉・葉 2004、葉 2003)。いずれも福祉政策の分析に主眼が置かれているが、16万人に及ぶ外国人介護労働者の役割と家族介護の関連についてはほとんど論じられていない。

先進諸国に多い福祉政策や制度中心の福祉国家論の枠組みでは、家族や移民が扱われにくい理由がある。第1に、家族介護はインフォーマル領域として把握される。家族介護に対して賃金が支払われることのあるアメリカやスウェーデンに限っては家族介護が福祉政策の内部に位置するともいえるが、台湾では政策の対象とはいえない。また、家族介護は私的領域であるため実態を把握することが困難であることも理由のひとつであろう。第2に、福祉国家論は法令や政策の及ぶ国家や国民が分析枠組みとなっており、移民の視点が反映されにくい。これに関連して第3に、在宅介護に従事する膨大な外国人労働者は福祉政策の所轄ではない。台湾に限らず、香港やシンガポール、韓国においても、外国人労働者の所管は労働省(台湾においては行政院勞工委員會)であり、介護を所管する省庁とは別である。これらの点が先行研究において家族介護や移民の視点を欠落させる原因となってきた。

だが、家族介護における移民の役割に焦点をあてることは以下の理由から重要である。東アジア諸国では現在も家族介護規範が広く存在する。瀬地山(1996)は、台湾を含む東アジア諸国において家族や親族の果たす福祉機能の強さについて指摘しており、制度上も老親の扶養が法令で義務付けられるなど、文化的・制度的に家族介護が強調されているといえる。たとえば台湾でも介護の社会化を経ずに家族介護が維持・強化され、脱家族化が進んだ北欧や日本などの先進諸国の経験とは異なっている。介護が社会化された国々では、一般的にサービス供給における政府の役割が大きく、家族の役割が相対的に小さい。一方、台湾では健康保険制度の導入を機に福祉の充実化が図られてきたが、年金や介護保険制度の導入は見送られており、家族の福祉機能を前提としたコミュニティ介護に重点が移って

いる。とはいえ、近代化の過程で台湾の家族形態も変化し、家族介護は困難になった。にもかかわらず家族介護が維持されているとすれば、そのメカニズムについては正面から検討されなければならない。そこで外国人労働者や結婚移民が家族介護を維持・強化していることが主題となるのである。

家族のもつ福祉機能が重要な役割を果たしている事例分析では、政府の役割を重視する福祉国家論から福祉レジーム論への視座の転換が有効であろう。福祉レジーム論は Esping-Andersen (1999) の研究が有名だが、ここでは福祉の生産主体を国家（政府）・市場・家族（インフォーマル）の3つで把握し、それぞれが相互補完的な役割を果たしていると捉える（cf. 富永 2001、宮本 2002）。これにより、中心的役割を果たすのが国家政府か家族かによらず、福祉の供給体制を総合的に把握できる。本研究もこの手法を用いて、介護労働市場全体の中で外国人労働者の担う役割の大きさについて明確にし、さらに把握されにくい結婚移民の役割についても検討を加える。

外国人介護労働者や結婚移民は従来、主に移民研究で扱われてきた。まず、台湾の外国人介護労働者に関する論文の代表的なものに、Loveband (2004)、Lan (2003, 2005, 2006)、安里 (2005)、洪 (2003) などがある。全体的には社会学からのアプローチが多い。Lan (2005: 210) は外国人介護労働者が不足したケアを担う「家族の代理」でありながら、「使い捨て労働力」として扱われていると指摘したうえで、外国人介護労働者に対する社会の認識の低さと、法的保護の不在について指摘している。また同じく Lan (2006) は、外国人介護労働者による介護の提供が「親孝行の下請け」とであると指摘しているが、本稿もこれを支持するものである。

また、外国人労働者の労働条件や労働市場問題（Lan 2005、施・朝元 1999、安里 2005、2006）、斡旋のプロセスや雇用実態（洪 2003）、および健康問題（楊 1999、安里 2007）について論じた研究も多い。基本的には移民論からのアプローチは移住労働者側に立った人権、搾取問題、階層化、ジェンダーといった点に関心があり、福祉や介護との関連づけは希薄である。だが本論との関係で、Loveband (2004) が労働市場とエスニシティの

関連について検討しており、インドネシア人介護労働者が国籍によってステレオタイプ化され、それが労働力の商品価値を決定してきたとする。そのため制度と雇用実態がかけ離れ、操作される対象となった移住労働者を強調している。本稿で継承すべき論点は、この「操作性」によって雇用主に都合のよい柔軟な介護労働者が「親孝行の下請け」の一切を担い、家族介護規範が維持されてきたことである。

台湾の結婚移民に関しても多数の研究が存在する。政府刊行物だけみても、地理的分布、台湾人・外国出身配偶者の属性、マクロの現状分析や政策の動向に焦点をあてた邱・林(2004)、江・陳・黄(2004)、何・郭(2006)、地方自治体の支援策(顧・尤2004)、外国出身配偶者の子どもの成長・保健・教育問題(莫・頼2004、呉2004)、家庭生活上の適応問題(翁2004、葉2004)、人権問題(U. S. Department of State 2006、2007)といったものがある。また、社会学的な観点から社会経済的な上昇婚として国際結婚を分析した研究(Tu and Li 1997)、台湾における「男性らしさ」といった文化要因がどのように国際結婚に影響を与えているか(田・王2006)、社会構造やさまざまな制約を乗り越える結婚移民の主体的な営み(Wang 2007)、さらに社会的排除の対象としての結婚移民(王・楊・黄2007、夏2007)などがある(本特集の横田論文も参照のこと)。

国際結婚にはジェンダー規範も強く作用しているという(澤田2008、Chen 2006、田・王2006)。田・王(2006)によれば、社会階層の低い婚期を逃した男性が自らを大黒柱であるべきとする「男らしさ」という伝統規範を強くもつ場合、国際結婚を選択するという。つまり、国際結婚は「イエの継承」や子孫繁栄という文化規範からの逸脱を修復するための手段というわけである。また、これらの研究に通底する国際結婚の理解として、女性の社会・経済的地位の上昇と男性の相対的地位の低下によって生じた「結婚市場」<sup>5)</sup>の変化という内的要因があり、他方、南向政策や台湾企業の多国籍化といった産業構造再編といった構造変化により(cf. 夏2002)、台湾と諸外国に多くの接点をもたらされ「結婚市場」が国際化したということがある。そして、国際結婚の媒介となったのが華僑や大陸の親族、結婚仲介業者であった。

こうした国際結婚の広がりには、以前は結婚が困難であった「弱者」としての独身高齢者・障害者にも結婚を容易にした。これらの事例は、イエの継承や子孫繁栄を実現させるよりも、後述するとおり「介護者の不足」を解消するための家族形成手段であると考えられる。

こうした研究はまだ少ないが、澤田（2008）、伊藤（2008、2007）は台湾や香港を例に人口学的観点から、「家父長的な文化規範」を通して出生性比が男児優勢となっていることが、再生産労働の担い手としての女性を減少させる原因となっており、それを補う形で結婚移民と移住労働者が用いられていると指摘している<sup>6)</sup>。

### 3. 台湾における高齢者福祉政策と家族介護規範

#### 3-1. 高齢者福祉政策

台湾の介護サービス供給に関する政策の特徴に以下の3点をあげることが出来る。特定のエスニシティに偏った政策「族群政治」の影響がみられること、民主化過程における権威主義的な「正統性の政治」の遺構としての福祉政策がみられること、また縦割り行政の弊害によってサービスの供給体制がパッチワーク式となっていることである。

まず族群政治の特色をもつ1つは「榮民」（外省人の一部、後節参照）に対するサービスの給付をあげることが出来る。国民党の退役軍人である榮民に対して、政府は月退除給與（年金）や榮民院外就養金など、他の一般国民とは異なった給付を行っている。これは階層化を伴った形でサービスが供給されていることを示すものである。民主化過程における正統性の遺構とは権威主義的な政治に対する正統性を示すもので、その1つである福祉政策においては現金給付に偏重していることをあげることができる（cf. 徐2007）。林（2003）によると1993年から1997年の間に高齢者の24%から91%が何らかの現金給付を受けるようになったと推計している。しかしながら、これは民主化や冷戦構造と解体という国家再編の中で、さまざまな現金給付制度がパッチワーク式に増えていったという政治的産物であり、福祉国家化のビジョンにもとづく過程で生じたものではない。1995年には

医療保険制度が導入されたが、年金や介護保険は常に議論されながらも実現に至らず、一元化されないさまざまな給付制度が存在している。パッチワーク式の給付は、縦割り行政の弊害とも関連しており、福祉サービスの供給が多く省庁にまたがっている。本稿で取り上げる外国人介護労働者の所管は労工委員会、社会福祉の所管は内政部、医療が衛生署、栄民に対する医療・社会福祉の所管は行政院国軍退除役官兵輔導委員会（通称「退輔会」、以下同）となっている。また訪問介護、訪問看護、デイケア、ショートステイ、給食や施設介護などのサービスは重複して供給されていることも多い。施設介護を例にとると、実際には内政部、衛生署、退輔会のそれぞれが同じ要介護度の高齢者・障害者に対してサービスを提供していることがある。このように、サービスの供給体制が一元化していないため情報が行き渡らず、特に現金給付など一部を除いてサービスの認知度、利用度は低い（cf. Chou et al. 2008）。しかし、ごく最近の動きとして、退輔会所管の施設も一般に開放され、資格の一元化など衛生署と内政部の連携も取られるようになってきている（cf. 安里 2005）。「族群政治」と階層性、福祉サービス供給の一元化の困難、残余性といったサービスの供給体制は共に関連し、これが台湾の社会福祉政策の特徴と指摘することができる。

### 3-2. 家族介護規範と形態の変化

台湾における家族介護規範は主に伝統的な中国南部の家族形態にあると考えられる。もともとは直系複合家族（joint-stem family）によって男性の子どもの家族が大家族を形成し、老親は子どもによる「親孝行」を通して世話を受け、老後を送ってきたとされる（Feldman et al. 2005）。現在では複合家族はほとんどみられず、基本的には直系家族を形成して老親扶養を行ってきた。このことは複合家族を形成する老親の息子間の横のつながり、つまりキョウダイ間のつながりが弱くなったことを意味する。とはいえ、子どもと同居して老後を迎えることは理想の居住形態であった。65歳以上の高齢者が認識する理想の居住方式は配偶者や子どもなどとの同居が60%を占め、以下、配偶者が20.0%、施設と答える者は2%程度である（内政部 2006）<sup>7)</sup>。ところが工業化・都市化による核家族化、少子化、女性の労

働力率の上昇といった変化によって家族形態は変化した。家族介護の前提となる子との同居率は1986年の70%から2000年に58%と低下した(内政部2006)<sup>8)</sup>。つまり親子間という縦のつながりが弱くなったと考えることができる。ちなみに政府が外国人介護労働者を導入し始めたのが、経済成長が著しく同居率が低下している最中の1992年であり、共働き世帯が増加する中で家事と就労の両立させることがその目的であった。

ところが家族形態の変化にも関わらず親孝行規範は異なった形で表出する(Dcels 2004)。同居率は低下しているに対して、経済的扶養の動きが強まっている。つまり同居率の低下は見かけ上の変化であり、子どもが必ずしも老親扶養から開放されたというものではないという(Chattopadhyay and Robert 1999)。また、子どもが持ち回りで老親と食事を共にする「輪食」もみられるようになった(龔2005)。経済成長下においては就労の関係から、必ずしも老親と子どもの居住地が一致するとは限らない。しかし就労から得られる賃金が高ければ、老親に対する経済的扶養が合理的な選択でもあったし、経済成長が福祉政策を肩代わりしたと言い換えることもできる。また逆に高所得化したからこそ経済的扶養と引き換えに別居を選択するとも考えられた(Becker 1991)。老親のために介護労働者を雇用することは、老親に対して経済的負担をしていると解釈されるため、社会的には肯定的に受け入れられている(龔2005)。

伝統規範からすれば、特に女性にとって就労を優先して介護を放置することは文化的逸脱行為である。しかし経済的扶養によって逸脱は中和される(deviance neutralization)のである(Hu and Kamo 2007)。外国人介護労働者の雇用は、したがって、伝統規範を維持しながら介護の外部化ができる、社会的に認められた選択肢であると考えられる。

### 3-3. 介護労働市場における家族介護と外国人労働者の位置づけ

介護労働市場を検討することで、台湾の介護がどのように社会化・市場化されているのかみてみよう。介護労働市場を検討すると市場化や社会化の様相が明らかにされるため、福祉レジーム論でいうところの国家・市場・家族の役割を相対的に理解する足がかりとなる。

台湾の総人口は2007年末現在2295.8万人、うち高齢者人口は234.3万人で高齢化率は10.2%となっている。障害者人口は102.1万人で総人口に占める障害者の割合は4.4%、高齢者に占める障害者は37.1万人(15.8%)である。外国人介護労働者の雇用の目安となる要介護度の度合いである重度・極重度障害者は年々増加傾向にあり、現在は30.4万人で認定障害者の約29.8%を占める<sup>9)</sup>。

高齢者介護は基本的に内政部が所管となっているが、外国人介護労働者は行政院勞工委員會(以下、「勞工委員會」)の所管である。また、施設介護は内政部だけではなく、外国人労働者は勞工委員會、医療は衛生署、榮民は退輔会にまたがることもあって、介護労働市場全体を俯瞰できる統計資料は筆者の知る限りほとんど存在しない。そこで筆者の推計をもとに在宅介護と施設介護に分けて、介護労働の要素市場を1つずつ概観する。台湾では在宅介護に従事する雇用労働者が大きく分けて3つ存在する。1つ目は台湾籍の介護労働者(付添婦)、2つ目は外国人介護労働者、そして3つ目は台湾籍ホームヘルパーである。

まず、台湾籍の介護労働者は介護労働市場においても独特の特徴を有する。在宅の介護労働者は被介護者やその家族との雇用契約のもと就労する。在宅で就労ことも多いが、台湾の医療機関では完全看護体制が整っていないため、被介護者が病院や施設にいる場合は付添婦として就労する場合もある。もともと資格が必要なく、インフォーマルセクター的な側面が強いことから、就労者数も不明確である。最近では介護士(照顧服務員)の資格を取得する者も多く、資格を用いて施設や病院で就労する者もいる。台湾籍介護労働者は、安定した雇用関係にないため流動性が激しいが、1日あたりの賃金は2,000台湾ドル程度と、介護業種における単価としてはかなり高い<sup>10)</sup>。

在宅の外国人介護労働者は勞工委員會の所管であり、2007年末現在、159,702人が就労している<sup>11)</sup>(行政院勞工委員會職業訓練局編2007)。資格要件はなく、勞工委員會は労働者が台湾に来る前に、介護士資格に沿ったカリキュラムの研修を受けることを進めているが、実際にはほとんど行われていない<sup>12)</sup>。介護労働者を雇用することのできる雇用条件は「重度」以

## 介護者としての外国人労働者と結婚移民

上の認定を受けた要介護者を抱える世帯、というのが基本である。高齢化の進展とともに雇用条件に合う世帯が増大し、外国人介護労働者数は増加し続けている。この意味において、外国人労働者の雇用を介護分野に特化しようとする政策的な動きをみることができる。要介護度「重度」はおよそ日本の要介護度4に相当し、18.81万人が該当する。最も介護度の高い極重度の認定を受けている者が11.56万人おり、合わせた30.37万人が外国人介護労働者を雇用することが可能である<sup>13)</sup>。したがって、計算上は重度以上の障害者介護の過半数を外国人介護労働者が担っていることになる<sup>14)</sup>。労工委員会は虚偽の書類を用いた不適切な雇用が5%程度存在すると推定しているものの、これを考慮しても重度以上の要介護者の過半数が外国人労働者によって介護されていることになる。

もう1つの在宅介護の形態は、2002年にサービスの供給がほぼ普遍化した訪問介護制度である。社会保険方式ではなく、中央と地方政府の一般財源からの補助金と自己負担分により賄われている。要介護と診断されれば、介護度と所得に応じてサービス時間が決定される。所得に関係なくサービスを受けることができるという意味において普遍化といえるが、外国人介護労働者を雇用している世帯はサービスを受けることができない仕組みになっている。台湾籍の訪問介護士は2003年現在3,030人存在し増加傾向にある。しかしサービスに時間が限られていること、不正受給の問題も指摘されている(安里2005)。訪問介護制度、外国人介護労働者の雇用、いずれのサービスとも増大していることから、要介護度が高い被介護者は外国人労働者を雇用し、それ以外は訪問介護を利用するなどの対応をしていると考えられる。

施設介護(安養機構、養護機構、長期照顧機構、護理之家、榮民之家)は所管が内政部、衛生署、退輔会に分かれている。さらに障害者用の施設(身心障礙機構)もあわせると約90,500床あり、台湾籍の介護労働者数は安里(2005)の推計によると8,390人となっている<sup>15)</sup>。外国人労働者は、2007年末現在で7,900人<sup>16)</sup>存在している。したがって、施設介護における約半数近くは外国人労働者である。施設介護では特に都市部で人材不足が深刻で、外国人労働者の割合は法令によって定められた50%に近付いてお

り、55%の施設では看護師も不足している(n=46)<sup>17)</sup>。政府は介護士の社会的地位の向上と労働者の確保のため、介護士資格制度(照顧服務員)を導入したものの、雇用状況に改善をもたらしたと感じている施設は15%にとどまっており、67%は改善をもたらしていないと考えている。つまり、慢性的な介護労働者の不足の解消の手だてではなく、外国人介護労働者の雇用が重要な供給回路となっている。

すでに言及したとおり、台湾では施設介護を抑制しコミュニティ介護を推進しているが、これは全体として施設介護が縮小するというわけではない。というのも、介護の需要は高齢化に応じて増加していること、病院の在院日数の短縮化による受け入れ先としての需要が増大しているによる。つまり抑制政策を採っていても産業としては伸びているわけである。

以上のように、介護労働市場を概観すると外国人介護労働者の占める位置づけは小さくない。施設介護においては介護労働者の半数近くが外国人労働者であり、在宅介護においては雇用労働者の圧倒的な数を外国人労働者が占めている。労働者数からも施設介護よりも在宅介護において市場化が進展し、その大部分を外国人労働者が占めていることが理解できる。

#### 3-4. 家族介護における外国人労働者の就労実態と位置づけ

約16万人の在宅の外国人介護労働者の就労実態から、介護労働の市場化がなぜこれほど広がったのか検討してみたい。そもそも介護労働は、機械化が困難であり時間を問わないという意味において労働集約性が高い。そのため家族介護においては介護者の生活、就労と介護の両立が問題となるが、外国人介護労働者の雇用は両立を可能とするような制度となっている。台湾では、在宅の外国人介護労働者に対して労働基準法が適用されないため、長時間労働であるにもかかわらず、低賃金に抑えられている(表1)<sup>18)</sup>。労工委員会の調査によると、外国人介護労働者の労働時間、労働日数は国籍によって若干異なるものの、長時間労働で労働日数も多い。また賃金レベルは最低賃金が設けられているとはいえ、労働時間が長いことから単位労働時間あたりの賃金は極端に低くなっている。これは同じ外国人労働者でも最低賃金が適用される建設・製造業と比べると明瞭である。

介護者としての外国人労働者と結婚移民

表1 外国人介護労働者の労働条件 (2007年6月現在)

	人数	休日の供与 (%)			休日 日数 (a)	労働 日数	平均 労働 時間 (日)	労働 時間 (月)	賃金 (台湾 ドル)	賃金 (時間)
		与える	部分的 に与え る	与えな い						
タイ	1,980	11.9	65.9	22.3	1.93	28.1	12.5	350.9	18,279	52.1
フィリピン	24,291	9.1	58.9	32.0	1.65	28.3	13.5	382.6	18,130	47.4
インドネシア	88,843	3.1	42.0	55.0	1.04	29.0	13.5	391.0	18,286	46.8
ベトナム	35,708	3.6	40.3	56.1	1.02	29.0	13.5	391.2	18,249	46.6
外国人製造 業・建設業 労働者	—	—	—	—	—	23	—	—	21,634	94.1

出所：行政院勞工委員會職業訓練局（2008）をもとに作成。 [http://www.evta.gov.tw/files/61/96年外勞提要分析\(上網\).doc](http://www.evta.gov.tw/files/61/96年外勞提要分析(上網).doc)（アクセス：2008年3月15日）

注：休日日数、労働日数は推計値で、休日の供与において「与える」を週に1日、「部分的に与える」を2週間に1日、「与えない」を0日とし、1ヵ月を30日、4.3週として計算したものである。

職務内容を見てみると要介護者の介護だけではなく、さまざまな家事労働を担っていることから、外国人介護労働者の雇用は介護だけにとどまらない。外国人労働者の主要な職務内容は介護（94.9%）に続き、家事68.6%、障害者介護44.5%、子どもの世話5.1%などとなっている（複数回答）（行政院勞工委員會職業訓練局編2006: 85）。また雇用の効果として、必要な介護を確保でき（98.9%）、精神的な圧力が軽減され（83.4%）、家事負担が軽減され（70.5%）、就業が可能となり（52.4%）、経済上の負担を軽減する（49.7%）という結果になっている。つまり、必要な介護者を安く確保するというだけではなく、家族介護を支える配偶者や子どもの精神的負担の軽減といった役割を果たしている。つまり外国人介護労働者は先に述べた「親孝行の下請け」（Lan 2003）によって伝統規範を家庭の内部で外部化しているのである。家族は外国人介護労働者を雇用することで介護責務から解放放たれるだけではなく、家事労働からも解放される。このことは外国

表2 外国人介護労働者の代替について

	外国人労働者雇用前の介護者	将来外国人労働者を将来雇用できない時の介護者
家族	85.1%	47.0%
雇用労働者	5.4%	17.3%
施設	3.0%	26.1%
その他	6.5%	9.6%

出所：行政院勞工委員會職業訓練局(2006)

人介護労働者の雇用が高齢者本人の選択によるというよりは、介護責任を負う家族の選択によるといえる。

しかし、外国人介護労働者をいったん雇用すると、外部化なしで家族介護を維持することは容易ではない。外国人介護労働者の雇用の前後の介護者について着目すると、外国人介護労働者を雇用する以前、家族介護によって老親を支えていたとするのは85%を超える(表2)。ところが、将来この労働者が雇用できなくなった場合、家族介護に戻ると答えたのは47%に過ぎない。多くは施設に預ける、あるいは台湾籍介護労働者に託すとなっている。このことはいったん外部化された家族介護<sup>19)</sup>は、再び家族介護に戻しにくいという不可逆性がみられる。

現在のところ、家族介護を担う外国人労働者に介護技術の習得は必ずしも求められていない。勞工委員会は90時間の出発前研修を求めているが、これは介護技術の習得を目的としているわけではない。勞工委員会は将来的には介護士資格に沿った研修を導入したいとするが<sup>20)</sup>、実施主体や費用、指導者養成の問題がある。現場ではスキルが求められているのも事実で、台北市は外国人労働者向けの介護教本を発行している。これによると口腔介助、痰の吸引、経管栄養食の扱い方、血圧測定、翻身、傷の手当て、認知症介護、終末介護などが記され、一部は看護行為に及んでいる。台北市社会局によると、家族介護で認められている範囲をテキスト化したということであり、換言すれば家族介護で認められる医療行為は外国人介護労働者でも行えるという社会局の認識でもある<sup>21)</sup>。外国人介護労働者は雇用

介護者としての外国人労働者と結婚移民

表3 障害者の身分別主要介護者 (%)

	本人	配偶者	親	子ども	キョウダイ	親戚	外国人労働者	施設	ホームヘルパー	その他
未婚	40.9	0.0	38.0	0.0	3.8	3.6	1.6	8.2	0.5	3.4
有配偶、同居	55.3	30.1	0.6	5.1	0.1	0.2	4.3	2.8	0.1	1.4
死別	37.3	0.0	0.5	33.8	0.1	1.4	10.9	12.5	0.1	3.3

出所：内政部（2006）、211-216 頁、表 61 をもとに作成。

注：障害者には高齢者、栄民などを含む。調査は 2003 年 8 月から 10 月に訪問調査によって行われている。サンプル数は 10,675。四捨五入の関係で、合計が 100% とならない場合がある。

契約を結びながらも、家族介護を補強する者として家族の一員として扱われている。外国人介護労働者は雇用契約上の労働者でありながら、家庭内雇用という理由で労働法令が適用されず、医療行為をこなす家族介護者としての役割期待があるといったアンビバレンスをみることができる。

以上では外国人介護労働者の雇用主の立場から外国人労働者の役割について検討してみたが、次は被介護者の立場から検討してみたい。ここでは認定障害者の統計を用いる<sup>22)</sup>。障害者介護の担い手は、被介護者本人が未婚、有配偶者、死別者といったどの身分に相当するかによって異なる（表 3）。未婚者の主要な介護者は、本人を除くと親、施設、キョウダイ、親戚の順となっている<sup>23)</sup>。有配偶者の場合、親の役割は小さくなり、主要な介護者は配偶者、子ども、在宅の外国人介護労働者の順となる。高齢者が多く占める死別者の介護は主に子どもが担っており、子どもの介護役割の大きさが顕在化する。次いで施設や外国人労働者が主要な介護者となっている。つまり、一般的には介護者の確保という観点からみると、若年の障害者については親による介護が、結婚後は配偶者による介護が、死別した場合には子どもによる介護というように、ライフコースにおいて主要な介護者も親、配偶者、子どもと展開するのである。

外国人介護労働者の雇用が、子どもによる家族介護の外部化であると考えるのであれば、未婚者において外国人労働者を主要介護者とする割合が低いのは理解しやすい。未婚者の場合、親が主要な介護者となり、次いで施設となっている。一方、死別者については外国人介護労働者が主要な介護者となる割合が高いが、これは介護役割の期待を受ける子どもが介護を外部化していることを反映しているからである。また、配偶者がいるときに外国人労働者の雇用が少ないのは、配偶者や子どもといった介護の担い手を確保しやすいからであろう。

つまり、被介護者が未婚者で親に介護役割が期待されるときには、外国人労働者の雇用割合は小さく、老親介護など子どもに介護役割が期待されるときに、外国人介護労働者が雇用される割合が高い。また有配偶者の場合は外国人介護労働者の雇用割合が少ないのは、配偶者に介護が大きく依存されるからである。これは、外国人介護労働者の雇用による介護の外部化は、被介護者本人の意思というよりも、介護役割を期待される者が外部化手段として選択していると考えられることができる。

内政部(2004b)の90歳以上高齢者に限定した調査(36,581人,100%)でも同様の結果が出ている。有配偶者や同居する家族がいる場合(5,766人、全体の15.8%)や死別者の場合(29,540人、全体の80.8%)に外国人介護労働者を雇用することが多い。外国人介護労働者の雇用割合はそれぞれ15%と12%となっている。それに対して未婚者(1,073人、全体の2.9%)は3.5%しか外国人介護労働者を雇用していない。ここからも外国人介護労働者の雇用は、配偶者や子どもによる家族介護の外部化手段であることが示唆されるのである。対照的に台湾籍介護労働者は90歳以上の未婚高齢者の25.7%によって雇用されているのに対し、配偶者あるいは家族など同居者がいるときにはわずか4.3%、死別者の場合には6.6%しか雇用されていない<sup>24)</sup>。つまり同居人や家族がいる場合と独身者では介護労働者の雇用の在り方が異なっていることを示し、台湾籍介護労働者の雇用は配偶者や家族などの同居者がいるときには低く、特に女性の未婚高齢者が台湾籍介護労働者を雇用する傾向にある。

以上から示されることは、高齢者・障害者の介護者がライフコースに応

## 介護者としての外国人労働者と結婚移民

じて親、配偶者、子どもの順に移っていくということが理解される。そこではキョウダイ間の介護といった横のつながりは相対的に希薄である。第2に、被介護者が未婚者の介護に関して、障碍者の場合には親が介護者となる割合が高く、高齢者においては台湾籍介護労働者を雇用する傾向が強い。どちらにおいても外国人介護労働者の雇用の割合は相対的に低い。外国人介護労働者の雇用割合が高いのは、障碍者の場合には死別において、90歳以上高齢者においては配偶者や子どもなどの同居人がいる場合や死別者といった、家族がいる場合である。第3に、老親を抱える同居人がいる際の外国人介護労働者の雇用は、介護労働の外部化だけではなく、家族の家事労働の外部化も合わせて行われる傾向がある。

さて、未婚者に関して、若年の場合は基本的に親が主要介護者となっているが、親はいずれ老いるため介護者としての役割には限界がある。介護労働者の雇用は配偶者や子どもによる経済的な裏づけが必要である。家族介護による介護の担い手が確保されない場合、政府によるサービスの利用も考えられるが、満足度が一般に比べてかなり低く、またサービス利用度も低いと指摘されている (Lin et al. 2005)。未婚者において施設入居率が高いが、家族介護が理想の形態として認識されていて、施設入居は家族に放棄された者が入居する最終的な選択肢であり、施設介護に対する拒否感が強い (Lee et al. 1995)<sup>25)</sup>。この点を考慮すると、施設入居率の高さは、結局のところ未婚者が高齢になるに連れ、介護の担い手が確保できないことによる帰結であると考えられる。そこで、次章では国際結婚が容易となった台湾においては、高齢者・障碍者による国際結婚を通して家族を形成することで介護者を確保している点を明らかにすることとしたい。

## 4. 国際結婚と介護

### 4-1. 概要

この章では内政部 (2004a) を用いて国際結婚について概観し、栄民と障碍者についてより詳しく検討する。台湾では1980年代後半から累計で39万人の国際結婚が登録されている<sup>26)</sup>。その6割にあたる24.5万人は中国大

陸出身者であり、3割強(13.6万人)は東南アジア出身者である。国際結婚に関する最も包括的な調査は内政部(2004a)であり、それによると調査の対象となった17.6万人の外国出身配偶者のうち、栄民(退役軍人:後述)と結婚したのは約16,400人で9.6%を構成している。また障害者は15,800人(9.0%)である<sup>27)</sup>。栄民は高齢化が進行していて、国際結婚に占める高齢者のうち栄民が8割(79.8%)に達しており、国際結婚で高齢者といえば、そのほとんどが栄民である。また、大陸出身者との婚姻が多いことも栄民の特徴であり、国際結婚の9.6%を占める栄民が、大陸出身者との結婚の16.6%(15,096人)を占める。障害者の国際結婚は同調査の9%を占め、配偶者の出身地は東南アジア・大陸出身配偶者で国際結婚全体のそれぞれ9.1%、9.0%であり、栄民のように出身地に偏りがないことがわかる。障害者の中で1割強(10.9%)はすでに高齢に達している<sup>28)</sup>。

配偶者に着目すると大陸出身者の約8割(79.3%)が、東南アジア出身者の97.0%が初婚である。子どもの有無については、大陸出身者と東南アジア出身者で違いがあり、前者のうち子どもがいるのは約5割に過ぎないが、後者は7割である(表4)。また、台湾人栄民・障害者は子どもをあまり持たない傾向があり、特に大陸出身配偶者をもつ栄民は8割が子どもを持たない。一方で、東南アジア出身者との国際結婚では子どもをもつ傾向が強い。東南アジア出身配偶者を持つ台湾人障害者の7割は子どもを抱えている。一般的に、国際結婚の増大は「子孫繁栄」の規範が外国出身配偶者に反映されている結果として捉えられているが、特定の属性で検討するとその指摘は必ずしも正しくない。

#### 4-2. 栄民

国際結婚の中で台湾固有の事情にもとづくのが先述の栄民(退役軍人)の存在である。栄民とは一義的には台湾に逃れてきた外省人の国民党退役軍人を指す。この中には大陸に妻子を残してきた者、独身で台湾に渡り未婚のまま現在に至った者などさまざまである。1949年に台湾に渡ってきた国民党軍は、「大陸反攻」に備えて結婚が制限されていた。1956年以前、軍幹部の結婚は28歳になるまで許されなかったし、1959年まで士官レベル

介護者としての外国人労働者と結婚移民

表 4 出身地別・属性別の子どもの有無

	人数	割合	子どもなし	あり
総計	175,909	100.0	41.0	59.0
東南アジア出身	82,358	100.0	30.3	69.7
うち栄民と結婚	1,750	100.0	48.2	51.8
うち障害者と結婚	7,525	100.0	29.4	70.6
大陸出身配偶者	93,551	100.0	50.3	49.7
うち栄民と結婚	15,096	100.0	82.1	17.9
うち障害者と結婚	8,380	100.0	60.1	39.9

出所：内政部（2004a）をもとに作成。調査は 2003 年に行われている。

注：障害者など属性については自己申告にもとづいているため、実際よりも少ないことが考えられる。

が、また 1961 年まで兵士が 28 歳になるまで結婚は認められなかった。しかし、もともと軍人は社会との接点に乏しく、退役する頃にはすでに婚期を逃していたといわれる（退輔会 2004: 23）。そのため栄民は独身の比率が高く、特に年長であればそれだけ独身の割合が高かったと指摘されている（王・楊・黄 2007）。65 歳以上の高齢栄民の独身比率は、2003 年現在 18.4% に達し、台湾男性（栄民を含む）の 7.9% とは対照的であった<sup>29)</sup>（退輔会 2004: 25）。

栄民の結婚が増加したのは、1987 年、大陸との往来が解禁されてからである。大陸の故郷に戻った栄民と大陸女性との結婚は、以来増大するが、ほとんどは台湾で暮らしている<sup>30)</sup>。50 万人にのぼる栄民の平均年齢は 67 歳で、うち 31 万人（62%）は高齢者であり、高齢化が進んでいる（退輔会 2006）。内政部によると高齢の栄民のうち約 35,500 人は障害者認定を受けている。そのうち 26,000 人は有配偶者で、その 2 割（21%）は外国出身者と結婚している（内政部 2006）。

栄民の国際結婚の多くは高齢になってからの結婚である。大陸出身配偶者をもつ台湾籍栄民は 21,287 人存在するが、うち 8 割（17,051 人）がす

に高齢者である(2003年9月現在。退輔会2004)。内政部(2004a)の調査では9割、施(2007)の調査では84%が大陸出身である。大陸出身配偶者をもつ高齢栄民の平均年齢は76歳に達するが、その配偶者の平均年齢は49歳であり、両者の年齢差は27歳にも及ぶ(退輔会2004)。

栄民の抱える障害は、主に戦争と加齢による老人性慢性疾患に起因する<sup>31)</sup>。90%は施設介護ではなく在宅だが、加齢による退行性疾患のため日常生活を営むのに必要な食事、着脱衣、入浴、歯磨き、寝起き、着席、排泄、階段の上り下り、室内の移動、外出など、障害者一般と比べても生活上の困難を抱えている。そのため、健康不安を抱えていること、強い孤独感を抱えていることから(Lo and Yeh 2004)、憂鬱といったストレスを抱えている(陳亦暉 1995、張 2007)。健康不安と独居による心理ストレスは、施設介護によっても多少は解消されると考えられるが、先述のとおり、施設介護は理想の介護から大きく異なる。したがって、大陸出身者との国際結婚の急増の背景に、結婚を通して介護者を確保する栄民の選択があった。

実際、高齢栄民の結婚の理由は、59.3%が自己の介護のため、32.1%が配偶者を探すため、5.7%が子孫繁栄(「伝宗接代」)のためとなっている(n=12,506)(退輔会2004)。また、栄民の年齢と介護目的とした結婚の割合には強い関連があり、高齢になればなるほど、結婚目的は介護者の確保となっている。栄民は大陸配偶者との結婚が多く、配偶者の初婚割合は約4割(39.9%)でしかない。これは大陸出身配偶者の中でも特に栄民の配偶者は年齢が高いことと関連する。また、これは子どもの有無にも影響を及ぼすが、大陸出身者と結婚した栄民のわずか2割しか子どもを持たない<sup>32)</sup>。高雄市における栄民に対するアンケート調査(n=900)では、国際結婚において子どもを有しているのは約3割に過ぎず(施2007)、同じく高雄における栄民の集住地域の調査事例(n=146)では、大陸配偶者の8割以上が40代で、子どもを有しているのは4割に過ぎない(陳2005)。一般的には「子孫繁栄」と男児選好性が強調される国際結婚だが、栄民(高齢者)については一概にいけない。

実際、栄民の配偶者には介護の責任が生じている。外国出身配偶者が日

## 介護者としての外国人労働者と結婚移民

常生活で最も中心をなしているのは介護（44.5%）と料理（43.2%）であり、就労を断念している理由の9割が家庭の介護を理由に挙げている（陳 2005: 60）。つまり、それだけ介護ニーズが高いことを示している。陳（2005）の調査では、就労している大陸出身配偶者は6.8%にすぎないが<sup>33)</sup>。これは大陸出身配偶者に厳しい就労の制限が課せられているのと同時に、介護に時間をとられている実態を反映している。栄民の経済的な基盤は、相対的に充実した政府からの現金給付で、医療費用補助、栄民院外就養金、身心障害者居家生活補助といった所得保障・補助金がある。相対的に恵まれた政府補助を背景に国際結婚を可能とし<sup>34)</sup>、結婚後の生活費も政府補助に依存しているといった状況にある。そして、女性配偶者は就労が困難なため経済的依存を経験するが、栄民男性が死亡すると給付が打ち切られ、いきなり経済的な自立を求められるという困難を抱える<sup>35)</sup>。

栄民の国際結婚は、介護者の確保を目的とした大陸出身者との「介護結婚」が多い。東南アジア出身者との結婚は、栄民の国際結婚の1割しか占めないが、配偶者の年齢が低く子どもを有する割合が高いことから、大陸出身者と東南アジア出身者との結婚の間には、結婚の持つ意味に大きな差があることがわかる。これは後に言及するとおり、障害者の結婚においても同様である。

### 4-3. 障害者の国際結婚

次に障害者の国際結婚について見てみよう。内政部が認定障害者を対象にした調査報告書『身心障礙者生活需求調査報告』（2006）によると、障害者数は2003年時点で約84.6万人に上る<sup>36)</sup>。うち未婚は30.9%（26.2万人）、有配偶者は50.8%（43.0万人、表5）、その他別居・離婚・死別が18.3%（15.5万人）となっている。有配偶者のうち配偶者が台湾籍の者は90.1%で、残り9.9%が大陸を含む外国人である。つまり認定障害者のうち1割は外国出身者を配偶者としている。

表5を男女別にみると、男性配偶者の10.7%、女性配偶者の8.8%が外国出身者と結婚している。これは台湾籍男性対途上国女性といった国際結婚の一般的構図が障害者に当てはまらない。というのも、国際結婚のジェン

表5 台湾籍障害者の配偶者の出身地(2003年)

配偶者の出身地	人	割合
合計	429,629	100.0%
台湾出身	386,891	90.1%
中国大陸出身	28,834	6.7%
東南アジア出身	12,005	2.8%
その他国籍	1,899	0.4%
男性障害者の配偶者合計	266,247	100.0%
台湾出身	237,881	89.3%
中国大陸出身	15,952	6.0%
東南アジア出身	10,847	4.1%
その他国籍	1,567	0.6%
女性障害者の配偶者合計	163,382	100.0%
台湾出身	149,010	91.2%
中国大陸出身	12,882	7.9%
東南アジア出身	1,158	0.7%
その他国籍	332	0.2%

出所：内政部(2006)、13頁、表2-2をもとに作成。

ダー構成は国家間の経済格差と関係しているのが通常である。例えば、台湾における国際結婚の場合、大陸出身者との結婚においては男性が台湾人である割合が95.6%、ベトナム人との結婚においては99.8%、インドネシア人が98.6%となっていて、圧倒的に台湾人男性と途上国女性という構図となっている。しかし障害者に絞ってみると、台湾人女性の多くも国際結婚しているのである<sup>37)</sup>。

しかし、障害者の性別によって大陸出身か東南アジア出身かが異なっている。台湾籍男性障害者の国際結婚は約56%が大陸出身で、38%が東南アジア出身である。これに対し台湾籍女性障害者のそれは、約90%が大陸出身で、東南アジア出身者はわずか8%でしかない。つまり前者は大陸・東

## 介護者としての外国人労働者と結婚移民

南アジアの双方の出身者を配偶者としているのに対し、後者は言語・文化的により近接している大陸出身者との結婚が圧倒的に多い。この違いは出生行動と関係していると考えられる。すでに見たとおり、大陸出身配偶者は東南アジア出身配偶者と比べ年齢が高く、台湾では子どもを持たない割合が高い。これは子孫繁栄の規範が東南アジア出身配偶者により強く投影されていると考えられる。つまり、男性障害者の東南アジア出身配偶者の相対的な選好性の高さは子孫繁栄規範を反映しているが、女性障害者の場合、出生は本人の選択であり配偶男性の選択が出生行動に影響を及ぼす可能性は低いからである。

次に、有配偶者に絞って障害の原因と配偶者の出身地との関連についてみてみよう（表6）。これによると障害は疾病、事故・災害、先天性、老年性、社会環境起因に加えて、台湾の特徴として戦争起因がある。外国出身者と結婚した台湾籍配偶者について、疾病起因別にみると、外国出身者は先天起因、老年性起因、家庭および社会環境起因の障害者と結婚している傾向がある。特に有配偶障害者のうち、先天性起因の障害者に限ると外国出身者が21%をも占めている。

大陸と東南アジア出身者に分けて見てみると、両者には違いが認められる。東南アジア出身者は配偶者の2.8%を占めるに過ぎないが、先天性起因の障害者との結婚では9.8%に達する。また大陸出身者は先天性起因に加えて、老年性起因、家庭および社会環境起因、戦争起因の障害者との結婚も多い。これは先述のとおり、大陸出身者は栄民との結婚が多いことと符合する。

次に、障害の類型別に国際結婚の分布をみてみることにする（表7）。まず、外国出身配偶者を持つ台湾人障害者は有配偶者の9.9%を占める。これを基準とすると、外国出身配偶者との結婚割合が特に高いのは知的障害（約34%）や慢性精神疾患を抱える障害者（18%）との結婚である。これは大陸・東南アジアの出身別に関わらない。

この突出した外国出身配偶者の割合は、残余的な福祉サービスの供給によって、障害者の経済的自立が困難であることと同時に、障害者の置かれた社会的な偏見や孤立によって、介護の継承が困難な知的障害や精神疾患

表6 有配偶障害者の障害原因別分布

障害の原因	既婚者合計	台湾	外国人合計	うち大陸出身	うち東南アジア出身	うちその他外国	合計
先天	31,129	79.2%	20.8%	9.6%	9.6%	1.6%	100%
疾病	219,079	91.3%	8.7%	6.3%	2.1%	0.3%	100%
交通事故	41,733	92.0%	8.0%	5.0%	2.0%	1.0%	100%
職業災害	47,586	93.4%	6.6%	4.7%	1.8%	0.0%	100%
老年性	25,587	86.9%	13.1%	12.0%	1.1%	0.0%	100%
戦争	3,769	90.9%	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	100%
家庭および社会環境要因	6,845	86.0%	14.0%	11.1%	2.9%	0.0%	100%
その他事故による障害	26,733	88.9%	11.1%	7.6%	2.9%	0.5%	100%
その他	28,880	87.4%	12.6%	4.3%	8.3%	0	100%
	有配偶障害者の分布	90.1%	9.9%	6.7%	2.8%	0.4%	100%

出所：内政部(2006)、97頁、表9をもとに作成。

注：原典では実数表記が合計に限られるため、割合のみを掲載している。以下同じ。

を抱える者とその家族が、問題を解決する手段として国際結婚を選択していることを推測させる。台湾においては障害者が社会的に隔離され、介護者の抱えるストレスが強いと指摘されている。事故による身体の障害など後天的な障害に対しては相対的に寛容であるとされるが、精神障害・知的障害に対しては、社会一般の反応がアメリカやシンガポールより冷たいとされる(Chen et al. 2002)。というのも、障害者は前世の罪を背負っていると伝統的にいわれ、一家の恥と認識されていた(Kang et al. 2002)。こうした障害者に対する偏見は、親が子どもを家庭の中に隔離する原因を作りだしてきた。障害者の社会性の回復に向けてもっとも重要な因子は社会の反

介護者としての外国人労働者と結婚移民

表7 有配偶者の障碍類型と国際結婚の割合

	障碍者 全体	有配 偶率	合計 (有配偶者 を100と した場合)	うち 台湾人	うち 外国出身 計	うち 大陸 出身	うち 東南 アジア 出身	うち その他 国籍	外国人労働者を主 要な介護者とする 割合
視覚障碍	44,780	55.7	100.0	88.0	12.0	5.7	6.4	0.0	2.7
聴覚機能障碍	89,967	60.9	100.0	90.0	10.0	8.3	1.2	0.5	1.9
平衡機能障碍	805	64.1	100.0	94.9	5.1	4.8	0.3	0.0	8.1
言語機能障碍	10,891	49.4	100.0	91.5	8.5	6.2	2.3	0.0	0.9
歩行障碍	363,597	61.1	100.0	90.5	9.5	6.4	2.7	0.4	5.1
知的障碍	78,288	10.2	100.0	65.9	34.0	17.7	11.8	4.5	1.0
重要器官機能 喪失	78,216	64.5	100.0	95.7	4.2	3.2	0.9	0.2	3.6
顔面損傷	3,114	39.3	100.0	91.1	8.9	4.4	4.5	0.0	0.4
植物人間	4,953	54.6	100.0	95.6	4.4	2.9	1.6	0.0	14.8
認知症	14,409	52.0	100.0	93.8	6.2	6.2	0.0	0.0	17.4
自閉症	3,170	0.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2
慢性精神疾患	68,342	27.9	100.0	82.3	17.7	11.7	5.3	0.6	0.3
多重障碍	81,941	39.9	100.0	89.0	11.0	7.3	3.4	0.3	9.1
難治性癲癇	643	38.0	100.0	91.8	8.2	1.7	6.5	0.0	1.4
難病	117	24.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2
その他障碍	2,812	3.5	100.0	82.7	17.3	0.0	17.3	0.0	3.8
障碍者合計	846,045	50.7	100.0	90.1	9.9	6.7	2.8	0.4	4.3

出所：内政部（2006）、97頁、表9、および215頁、表61をもとに作成。

注：分類は原典にしたがっている。実数については全体数以外不詳。外国人介護労働者の主要な介護者は本人、配偶者、息子、娘、義理の娘、義理の息子、父母、キョウダイ、その他親戚、友人、近所の人、民間団体、台湾人介護労働者、外国人介護労働者、ホームヘルパー、施設介護、その他からの選択である。

応とされるが、台湾ではこれが「見えない障害」となっており (Chubon 1992 in Chen et al. 2002)、親の抱えるストレスも他国と比べて高いと指摘されている (Kang et al. 2002)。障害の種類によって国際結婚の割合が大きく異なる理由については、より詳細な調査が必要であるが、障害の種類が結婚行動に影響を及ぼしていることがわかる。

さらに、国際結婚の分布は介護労働者の雇用とは明らかに異なった分布を示している。外国人介護労働者については、外国人介護労働者を主要な介護者とする割合と比較するが(表6右側)、外国人介護労働者を主要な介護者としているのは、認知症、植物状態にある障害者が多く、ついで多重障害、平衡機能障害、歩行障害を抱える者となっている。全般的に、外国人介護労働者を雇用している障害者の類型においては国際結婚の割合が低い。つまり、外国出身配偶者をもつ障害者と外国人介護労働者の担う障害分布は、相補的となっていることがわかる。知的障害や慢性精神疾患を抱える障害者は国際結婚の割合が高く、植物状態、認知症、多重障害者などは外国人介護労働者を雇用している割合が相対的に高い。この相補的な分布は、国際結婚と外国人介護労働者の雇用が、介護者の確保の手段として使い分けられていることを示唆するものである。

次に外国出身配偶者をもつ台湾籍障害者の年齢分布をみってみる(表8)。外国出身者の割合は有配偶障害者の10%だが、年齢別にみると台湾籍障害者の年齢が18-29歳のコーホートにおいて外国出身者は32%を占める。つまり、同コーホートの3人に1人は国際結婚を選択しているのである。また大陸と東南アジア出身者でも違いがみられる。大陸出身者は全体の6.7%を占めるが、年齢別には65歳以上(7.7%)と18-29歳(10.7%)の障害者との婚姻割合が高い。また東南アジア出身者は全体の2.8%を占めるに過ぎないが、18-29歳の有配偶障害者の20%を占めている。つまり、障害者と東南アジア出身者の結婚は障害者が若年時の結婚であり、大陸出身者の場合には若年と高齢であることがわかる。国際結婚全体では、結婚の年齢分布は全体に広がりを持ちつつも、若年時と高齢時における結婚に二極化していることがわかる。つまり、若年時における結婚は結婚適齢期における家族形成を通じた介護者の確保を目的としていること想定され<sup>38)</sup>、後者は

介護者としての外国人労働者と結婚移民

表 8 台湾籍障害者の配偶者の年齢分布

年齢	障害者 実数	有配 偶率	有配偶 者実数 (概数)	合計 (有配偶者 を100と した場合)	台湾籍 配偶者	外国人 配偶者 計	うち 大陸 出身	うち 東南 アジア 出身	うち その他 外国 出身
合計	778,083	53.5	416,300	100.0%	90.2%	9.9%	6.7%	2.8%	0.4%
18-29	82,512	9.7	8,000	100.0%	68.0%	32.0%	10.7%	20.1%	1.1%
30-44	181,702	48.0	87,200	100.0%	84.7%	15.3%	6.1%	8.3%	0.9%
45-64	264,945	71.2	188,600	100.0%	92.7%	7.3%	6.1%	0.9%	0.3%
65-	248,924	53.3	132,700	100.0%	90.3%	9.7%	7.7%	1.0%	1.0%

出所：内政部（2006）、99頁、表10をもとに作成。

注：18歳未満は計上していない。有配偶者の実数は明らかでないため、障害者実数と有配偶率から求めた。

栄民などの独身者などによる介護志向の結婚と考えることができる。この点はすでに明らかにしたことと矛盾するものではない。

### まとめ

福祉政策における残余性は、伝統規範にもとづく家族介護を維持する方に作用すると考えられるが、核家族化の進展、女性の労働力率の増加、老親と子どもの同居率の低下といった家族形態の変化によって、家族介護を維持することは容易ではない。そこで本稿は、外国人介護労働者の雇用と国際結婚が家族介護を支える手段として位置づけられることを明らかにした。

明らかになったのは以下の諸点である。第1に、外国人介護労働者は重度や極重度の障害者の過半数を介護しているという点において、主要な介護者である。外国人介護労働者の雇用は子どもや家族による介護の外部化手段であり、「親孝行の下請け」の役割を担っている。これは外国人介護労働者を雇用する以前、多くの場合家族介護であること、また未婚者による外国人介護労働者の雇用割合が低いことから明らかにされた。換言すれば、未婚者の介護者としての雇用はそれほど広がっていない。

第2に、内政部(2004a)、退輔会(2004)による栄民に関する調査、および内政部(2004b)による障害者に対する調査をもとにすると、それぞれ約2万人、約4万人(調査時点)に及ぶ栄民や障害者の国際結婚は、従来の国際結婚のステレオタイプに修正を迫るものである。つまり、従来は国際結婚が台湾人男性の相対的な社会的・経済的地位の下降と、子孫繁栄やイエの継承といった伝統規範による選好性を主要な原因と指摘されてきたが、栄民や障害者に着目すると、高齢や障害を理由とした介護者の確保のために国際結婚が選択されているのである。また、障害者の国際結婚においては、台湾人男性対途上国女性という国際結婚のパターンも強くは現れないことが明らかとなった。これは台湾人女性障害者も国際結婚を選択しているからである。つまり、伝統規範による国際結婚の現れ方は、介護者の確保という観点からの現れ方とは異なっていることが分かる。

第3に、外国人介護労働者の雇用と国際結婚は被介護者の障害類型別に相補的の分布がみられ、介護者の確保の手段として使い分けられていると推測される。例えば、知的障害や慢性精神疾患に該当する者において国際結婚が選択される傾向があり、認知症や植物状態に対しては外国人労働者が介護者となる傾向がある。

本稿は主に先行研究、政府統計資料や施設や政府機関に対する外国人介護労働者に関する聞き取り調査によっているが、まだ明らかにされない点も多い。経済的取引としての結婚が及ぼす問題点は多くのNPOなどで指摘されているが、「介護結婚」の場合の現状や問題点については、資料からはほとんど明らかにできなかった。また、外国人介護労働者の雇用と国際結婚の選択は、単に未婚既婚の別、障害の種類だけではなく、所得やさまざまな要因が存在しているとかが得られる。統計資料だけでは明らかにされない点は現場での聞き取り調査を行う必要があり、今後の課題とした。

#### 注

- 1) 外国出身配偶者とは大陸出身配偶者と東南アジア出身配偶者の両者を含むものとして本稿では扱っている。

## 介護者としての外国人労働者と結婚移民

- 2) 退輔会(2004)、内政部(2006)から推計。
- 3) 「内政部戸籍統計年報」各年より(<http://www.ris.gov.tw/version96/stpeqr.html>から入手)。
- 4) 逸脱からの修復という意味においては、介護できない有業女性による外国人家事労働者の雇用も同じであるという解釈もできる。
- 5) 「結婚市場」という用語の使い方は、貨幣を媒介とした取引に用いられることから適切ではない。しかし、台湾では一般的に受け入れられているのでここでも用いている。
- 6) 移民政策の立場からも両者を関連付けているものがある。例えば行政院経済建設委員会(2004)。男児選好性については、Chen(2006)によると国際結婚のカップルの男児選好性は明確に見られるとしている。筆者による2005年以降の計算では、男児選好性に関する台湾人カップルと国際結婚のカップルには差がみられなかった。
- 7) ただし、理想の老後の居住形態が子どもは配偶者とする考え方も、将来的には変化がみられると考えられる。50歳から64歳に対する調査によると、配偶者や子どもとの同居とする割合は41.4%に低下し、配偶者のみと同居が29.7%となっている。
- 8) 子どもとの同居率の低下および独居の増加は一般的に指摘されていることだが、近年逆の傾向もみられる。2005年8月の調査によると、子どもとの同居割合は61.1にわずかに増加し、独居も13.7%に減少している(内政部(2006)『老人状況調査報告』)。
- 9) 以上は内政部ウェブサイトから取得(<http://www.moi.gov.tw/stat/>) (最終アクセス: 2008年3月20日)。
- 10) 被介護者やその家族との私的な契約にもとづく場合の額である。施設や病院雇用の場合の月給は約3万台湾ドルである。
- 11) 台湾には在宅の労働者に関する入国管理上のカテゴリーに家事労働者と介護労働者がある。労働者が導入された1992年当初、家庭内雇用の外国人労働者といえば家事労働者を指していたが、家事労働者の雇用条件が徐々に厳しくなり、現在では、3歳以下の子どもを3人以上抱える世帯などの条件があること、雇用税額が月に約2万円と高額であることから、家事労働者の数は2007年末現在、2,526人と減少傾向にある。
- 12) 行政院劳工委員会職業訓練局に対する聞き取り調査から(2008年2、3月)。
- 13) 「97年第六週内政統計通報(96年底列冊身心障礙者人数統計)」(<http://www.moi.gov.tw/stat/>)。
- 14) とはいえ、在宅労働者の需要は要介護度の高さに関わらないため、医師の診断書を偽造して外国人介護労働者を雇用する例が非常に多くなっている。元来、女性の就業を促進し、就業の維持を目的に導入された家事労働者の雇用が

厳しくなっている分、すでに顕在化した家事労働者への需要は、医師を巻き込んだ書類の偽造による雇用となって現れていると考えることができる。労工委員会によるとこうした不適切な雇用は問題と指摘し、監察院も医師の偽造書類作成の監視を強化している。したがって、制度的には介護需要の増大に対応することが目的であるが、実態は多くの家事を任されている。

- 15) 内政部(2007)によると、同部所管の台湾籍労働者数は2006年末現在で11,832人となっている。ただし、これは施設全体の従事者数で、介護労働者数とは異なると考えられる。
- 16) 行政院労工委員会の内部資料による(2005年現在)。施設従事の外国人労働者数は明らかにされていない。これは施設雇用の外国人数である。付添婦は含まない。
- 17) アンケート調査の結果については別に論じる予定である。
- 18) 台湾のコミュニティ介護ではショートステイのような介護者休暇もあるが、外国人労働者には基本的に休みも与えられていないことがわかる。
- 19) この場合の家族介護は外国人労働者の雇用を含まない意味で使っている。
- 20) 労工委員会に対する聞き取り調査から(2008年3月)。
- 21) 台北市社会局に対する聞き取り調査から(2008年2月)。
- 22) この中には一部高齢者や栄民を含んでいる。
- 23) 外国人介護労働者は在宅をさす。
- 24) 資料には訪問介護と介護労働者(付添婦)の区別は記されていないが、雇用介護者という用語から、雇用関係にある介護労働者を指すと考えられる。厳密には訪問介護士は被介護者と雇用関係にはない。
- 25) 台北市の介護施設に対する聞き取り調査から。
- 26) 1987年から2007年までの累計。
- 27) 同調査では栄民・高齢者・障害者数は自己申告にもとづくため、実際の数よりも少ないと考えられる。また、これらの属性は重複する。
- 28) 内政部における調査では、障害者の中に栄民や高齢者を含む。障害者とは障害者の認定を受けた者であり、この調査では自己申告制である。
- 29) すでに大陸配偶者と結婚している1万3千人を別に考えると、独身比率はもっと高くなる。
- 30) 現在大陸で暮らしている栄民は約4千人である(退輔会『95年栄民生活状況』)。
- 31) 障害の種類は歩行障害が最も多くを占め、以下難聴者となっている(退輔会2004)。
- 32) ただし、東南アジア出身者との結婚においては子どもをもつ割合が過半数に達していることから、大陸出身配偶者との違いがみられる。
- 33) 大陸出身者は不法就労をよく指摘されるが、低所得者世帯であること、大陸

## 介護者としての外国人労働者と結婚移民

への仕送りをしなければならないこと、就労権の獲得が東南アジア出身者よりも厳しい点を考慮しなければならない（本特集の横田論文も参照）。

- 34) 国際結婚には見合いのための渡航、諸手続き費用、斡旋手数料すべてを含んで約 100 万円を必要とする。
- 35) 栄民は退輔会の所管におかれている。一般的な低所得者向けの現金給付のほかにさまざまな給付を受けることができるが、それは栄民が必ずしも裕福であることを意味しない。サポートネットワークが発達していないことから、世代間の再配分が生じにくいからである。たとえば、障害者の平均世帯所得と比べても、栄民の世帯所得は低い。
- 36) これは障害者として認定されている者の数を指し、中には先に述べた高齢者や栄民を一部含む。
- 37) ただし人数で見ると、台湾籍男性の国際結婚は約 2 万 8 千人、台湾籍女性の国際結婚は約 1 万 5 千人と大きな差があることがわかる。これは認定障害者数において男性が女性よりも 10 万人多いこと、また有配偶率（資料の制約から 0 歳以上人口）において男性が 54.3%、女性が 46.0% と前者が高いことが原因である。国際結婚を除いた場合の有配偶率はそれぞれ 48.5% と 41.9% と差は開いたままである。いずれの場合においても、台湾全土における有配偶率（0 歳以上人口中）は男性が 44.1%、女性が 43.6% と両者の差が小さいのとは対照的である。
- 38) The Washington Post、2004 年 10 月 14 日。

## 参考文献

### 【英語文献】

- Becker, G. S. (1991). *A Treatise on the Family*, Cambridge: Harvard University Press.
- Belanger, Daniele, Khuat Thu Hong and Hong-zen Wang (2007). “Threatening nationalism, patriarchy and masculinity: Constructions of Transnational Marriages between Vietnamese Women and East Asian Men in Vietnamese Media.” (Paper from PAK/IPAR Conference on International Marriage Migration in Asia, 2007, Seoul) . [www.conference.ipar.ke.kr](http://www.conference.ipar.ke.kr) (2008 年 3 月 13 日アクセス)。
- Chattopadhyay, Arpita and Marsh, Robert (1999). “Changes in Living Arrangement and Familial for the Elderly in Taiwan: 1963–1991”, *Journal of Comparative Family Studies*, 30-3, 523–537.
- Chen, Roy K. Brodwin, Martin G. Cardoso, Elizabeth Chan, Fong (2002). “Attitudes toward people with disabilities in the social context of dating and marriage: a comparison of American, Taiwanese, and Singaporean college students.” *The Journal of Rehabilitation*, 68, 5–11.
- Chen, Yu-Hua (2006). “Intercultural Marriage and Its Impact on Fertility in Tai-

- wan.” IN: Proceedings from the International Conference on Declining Fertility in East and Southeast Asian Countries, PIE and COE/RES, Hitotsubashi University Hitotsubashi Collaboration Center (Tokyo, 14–15 December 2006) .
- Chou, Yueh-Ching, Yue-Chune Lee, Li-Chan Lin, Ai-Ning Chang and Wei-Yi Huang (2008). “Social services utilization by adults with intellectual disabilities and their families.” *Social Science & Medicine*, xx, 1–12.
- Chubon, R. A. (1992). “Attitudes toward disability: Addressing fundamentals of attitude theory and research in rehabilitation education.” *Rehabilitation Education*, 6, 301–312.
- Dcels, Charlotte (Ed.) (2004). *Filial Piety: Practice and Discourse in Contemporary East Asia*, Stanford University Press, 2004.
- Esping-Andersen, Gosta (1999). *Social Foundations of Postindustrial Economics*, Oxford University Press. (渡辺雅男・渡辺景子訳(2000)『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店)
- Hu, Chiung-Yin and Kamo, Yoshinori (2007). “The Division of Household Labor in Taiwan.” *Journal of Comparative Family Studies*, .
- Feldman, Marcus W. Jin, Xiaoyi, Li, Shuzhuo (2005). “Marriage form and duration of postmarital co-residence with parents in rural China: evidence from Songzi.” *Journal of Comparative Family Studies*, 36-1, 121–138.
- Kang, Ya-Shu, David Lovett, Kathryn Haring (2002). “Culture and Special Education in Taiwan”, *Teaching Exceptional Children*, 34-5, 12–15.
- Lan, Pei-Chia (2003). “Among Women: Migrant Domestic and Taiwanese Employers Across Generations.” IN: Ehrenreich, Barbara and Arlie Russell Hochschild (Eds.), *Global Women*, London; Granta Books.
- (2005). “Surrogate Family, Disposable Labour and Stratified Others: Transnational Domestic Workers in Taiwan.” IN: Huang, Shirlena, Brenda S.A. Yeoh, Noor Abdul Rahman (Eds.), *Asian Women as Transnational Domestic Workers*, 210–232, Singapore: Marshall Cavendish International.
- (2006). *Global Cinderellas: Migrant Domestic and Newly Rich Employers in Taiwan*, Duke University Press.
- Lee, Mei-Lin, Hui-Sheng Lin, Ming-Cheng Chan (1995). “Living Arrangement of the Elderly in Taiwan: Qualitative Evidence”, *Journal of Cross-Cultural Gerontology*, 10, 53–78, Netherlands: Kluwer Academic Publishers.
- Lin, Jin-Ding, Chia-Feng Yen, Chi-Wei Li and Jia-Ling Wu (2005). “Caregivers’ Perceptions of Accessibility, Satisfaction and Policy Priorities of Health Care for People with Intellectual Disability”, *Journal of Medical Science*, 25-5, 229–236.
- Lo, Sing Kai and Yeh, Shu-Chuan Jennifer (2004). “Living Alone, Social Support,

## 介護者としての外国人労働者と結婚移民

- and Feeling Lonely Among the Elderly.” *Social Behavior and Personality*, 3, 431–443.
- Loveband, Anne (2004). “Positioning the product: Indonesian Migrant Women Workers in Taiwan (1).” *Journal of Contemporary Asia*, 29-3, 383–401.
- Tu, Edward Jow-Ching and Shaomin Li (1997). “Interregime Marriage and Mobility: The Case of Mainland China and Taiwan.” (Working Paper in the Social Science Series, No. 30, The Hong Kong University of Science and Technology).
- U. S. Department of State (2006, 2007). “Taiwan Country Reports on Human Rights Practices.” The Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor, U.S. Department of State.
- Wang, Hong-zen (2007). “Hidden Spaces of Resistance of the Subordinated: Case Studies from Vietnamese Female Migrant Partners in Taiwan.” *International Migration Review*, 41-3, 706–727.

### 【日本語文献】

- 安里和晃 (2008) 「人の移動の国際化と女性の健康問題——香港・台湾・シンガポールの事例から」北九州市立男女共同参画センター 編『ジェンダー白書(6)』明石書店、125–131 頁。
- (2006) 「東アジアにおける家事労働の国際商品化とインドネシア人労働者の位置づけ」神田外語大学異文化コミュニケーション研究所編『異文化コミュニケーション研究』18号、1–34 頁。
- (2005) 「介護労働市場の形成における外国人家事・介護労働者の位置づけ——台湾の事例から」『龍谷大学経済学論集(民際学特集)』44–5号、1–29 頁。
- 伊藤るり (2008) 「再生産労働の国際移転とジェンダー秩序の再編——香港の移住家事労働者導入の事例として」伊藤るり・足立眞理子 編『ジェンダー研究のフロンティア(2) 国際移動と〈連鎖するジェンダー〉』作品社、21–46 頁。
- (2007) 「ポストコロニアル香港の〈ジェンダー平等〉」伊藤るり 編「香港における再生産労働の国際移転とジェンダー配置」お茶の水女性大学 21 世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」23号、35–56 頁。
- 洪郁如 (2003) 「台湾人家庭のなかの外国人労働者」『接続』3月号、182–214 頁。
- 澤田佳世 (2008) 「超少子社会・台湾の「男性化」する出生力とジェンダー化された再生産連鎖」伊藤るり・足立眞理子 編『ジェンダー研究のフロンティア(2) 国際移動と〈連鎖するジェンダー〉』作品社、68–92 頁。
- 徐明衍 (2007) 「第 III 部 台湾編」沈潔編著『中華圏の高齢者福祉と介護——中国・香港・台湾』ミネルヴァ書房、170–232 頁。
- 施昭雄・朝元照雄 編 (1999) 『台湾経済論——経済発展と構造転換』勁草書房。
- 瀬地山角 (1996) 『東アジアの家父長制——ジェンダーの比較社会学』勁草書房。

- 富永健一(2001)『社会変動の中の福祉国家——家族の失敗と国家の新しい機能』中公新書。
- 宮本太郎(2002)「グローバル化と福祉国家の政治——新しい福祉政治の文脈」宮本太郎 編『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房、1-35頁。
- 林成蔚(2003)「台湾の国家再編と新興福祉国家の形成」宇佐見耕一 編『新興福祉国家論』アジア経済研究所、43-84頁。
- (2004)「台湾と韓国における社会保障制度改革の政治過程——公的年金制度を事例として」大沢真理 編『アジア諸国の福祉戦略』ミネルヴァ書房、67-130頁。
- 龔玉齡(2005)「台湾の農村における高齢者介護——雲林県斗六市を事例として」『現代台湾研究』25号、42-58頁。

### 【中国語文献】

- 陳淑芳(2005)「高雄市榮民兩岸婚姻問題之研究——以左營區「祥和山莊」為例」國立中山大學政治學研究所修士論文。
- 陳亦暉(1995)「影響照顧機構內老人生活滿意度的因素——以中部某榮民之家為例」國立雲林科技大學修士論文。
- 田晶瑩・王宏仁(2006)「男性氣魄與可「娶」的跨國婚姻——為何台灣男子要與越南女子結婚」『台灣東南亞學刊』3卷1期、3-36頁。
- 邱汝娜・林維言(2004)「邁向多元與包容的社會」『社區發展』第105期。
- ・陳素春・黃雅鈴(2004)「照顧服務社區化——當然老人及身心障礙者照顧服務之推動與整合企画」『社區發展』第106期6月号。
- 顧燕翎・尤詒君(2004)「建立支持系統及倡導多元文化」『社區發展』第105期。
- ・楊培珊・陳玲・張靜倫(2004)「從社區到機構的服務連續體——台北市老人照顧服務系統企画報告」『社區發展』第106期6月号。
- 何福田・郭玉婷(2006)「對外籍配偶的相關政策與輔導措施」國立教育研究院籌備處編『外籍配偶師資培育講義(上冊)』國立教育研究院籌備處。
- 江亮演・陳燕禎・黃稚純(2004)「大陸與外籍配偶生活調適之探討」『社區發展』3月号。
- 劉立凡・葉莉莉(2004)「探討台灣長期照顧資源整合與管理機制建立之實務面」『社區發展』第106期6月号。
- 莫藜藜・賴珮玲(2004)「台灣社會『少子化』與外籍配偶子女的問題初探」『社區發展』第105期。
- 施並佑(2007)「高雄縣跨國婚姻移民女性就業需求」中山大學公共事務管理研究所修士論文。
- 王雲東・楊培珊・黃竹萱(2007)「台灣地區年長榮民生活照顧與婚姻狀況的研究——社會排除觀點的初探」『東吳社會工作學報』第17期。

## 介護者としての外国人労働者と結婚移民

- 吳秀照 (2004) 「東南亜外籍女性配偶對於發展遲緩子女的教養環境與主體經驗初探」『社區發展』第 105 期。
- 翁毓秀 (2004) 「外籍配偶家庭服務」『社區發展』第 105 期。
- 夏曉鵬 (2002) 『流離尋岸——資本國際下的「外籍新娘」現象』(台灣社會研究叢刊 09) 台灣社會研究雜誌社。
- 編 (2007) 『社大文庫 (8) 不要叫我外籍新娘』遠足文化有限公司。
- 行政院國軍退除役官兵輔導委員會統計處編 (2004) 『榮民娶大陸配偶情形及服務協助之研究報告』行政院國軍退除役官兵輔導委員會統計處。
- (2006) 『95 年榮民生活狀況』行政院國軍退除役官兵輔導委員會統計處。
- 行政院經濟建設委員會 (2004) 「現段階外籍與大陸配偶移入因應方案」經濟建設委員會。
- 行政院勞工委員會職業訓練局 編 (2006) 『外籍勞工運用及管理調查報告』行政院勞工委員會職業訓練局。
- (2007) 『外籍勞工運用及管理調查報告』行政院勞工委員會職業訓練局。  
www.evta.gov.tw より入手 (最終アクセス: 2008 年 3 月 20 日)。
- 行政院勞工委員會職業訓練局 編 (各年) 『外籍勞工運用及管理調查報告 (含外籍監護工)』行政院勞工委員會職業訓練局。
- 行政院內政部 編 (各年) 『老人狀況調查報告』內政部。
- (2004a) 『外籍與大陸配偶生活狀況調查報告』內政部。
- (2004b) 『臺閩地區九十歲以上人口訪查報告』內政部。
- (2006) 『身心障礙者生活需求調查報告』內政部。
- (2007) 『內政統計年報』內政部。
- 楊明仁 (1999) 「在台灣外籍勞工之適應困 探討」『中華心理衛生學』12-1、中華心理衛生協會出版會。
- 葉莉莉 (2003) 「發展社區長期照顧的背景」『社區化長期照顧之發展策略』國家衛生研究院。
- 葉肅科 (2004) 「外籍配偶家庭」『社區發展』第 105 期。
- 張小芬 (2007) 「榮家老人與照顧員對照顧需求與滿意度之比較研究」『台灣老人保健學刊』3-1。